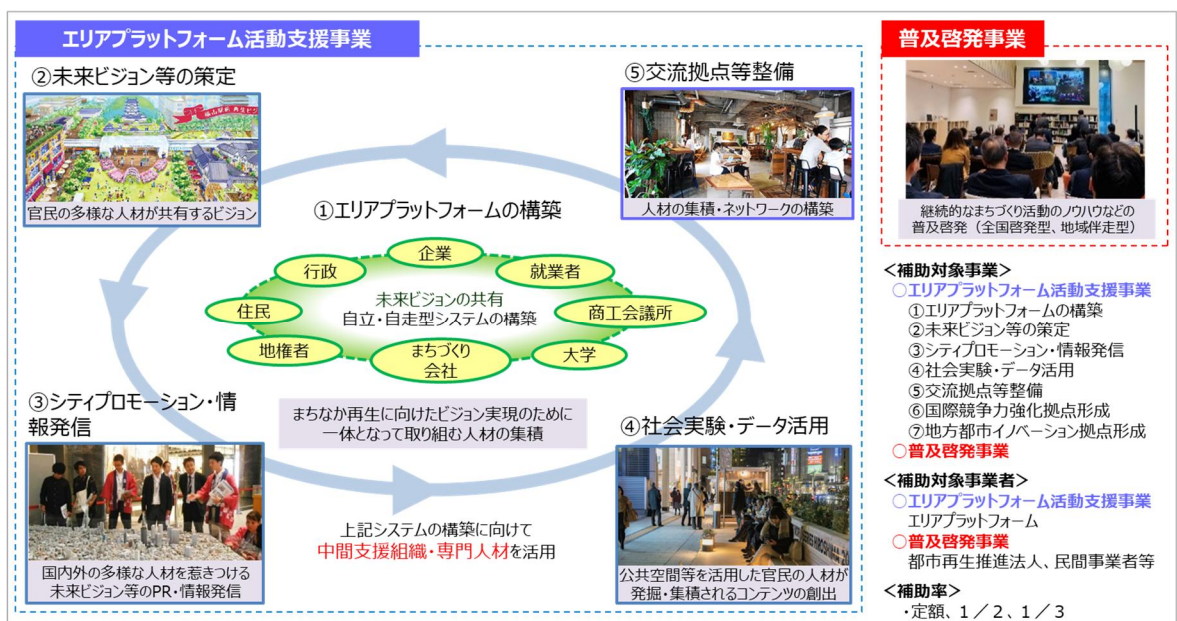


# 9. 居心地が良く歩きたくなる空間形成に対する予算支援 R2-

## 9-1. 官民連携都市再生推進事業

※ 以下、令和8年4月1日以降の制度改正を記載しています。

- 官民の幅広い関係者が参画する官民連携のエリアプラットフォーム（P.123）を構築し、当該プラットフォームが策定する未来ビジョンを共有・更新しながら官民の合意形成等を図るとともに、自立・自走型システムの構築に資する取組として、多様な人材を惹きつけるコンテンツ発掘のための社会実験、交流施設整備などを支援することで、官民の人材の集うコミュニティの活性化と官民連携による持続可能なまちづくりにつなげ一層の都市再生を推進することを目的とした補助事業です。
- 「エリアプラットフォーム活動支援事業」と「普及啓発事業」の2つがあります。
- 「**エリアプラットフォーム活動支援事業**」は、官民の多様な人材が集積するエリアプラットフォームの構築や、エリアプラットフォームにおけるエリアの将来像を示した未来ビジョン及び未来ビジョンに基づく実施計画の策定、未来ビジョンに定めた将来像の実現に向け、都市の魅力や国際競争力を向上するための施策の実施にあたり必要となる社会実験など、3つの事業（「①エリアプラットフォームの構築」「②未来ビジョン等の策定」「③成果連動プログラム型社会実験」）により構成されています。
- 「**普及啓発事業**」は、民間まちづくり活動における先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に普及啓発することにより、都市再生推進法人の育成を図る事業です。



**参考：エリアプラットフォーム**

- まちなかのにぎわい創出や多様な人材が集積した「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成をはじめとする都市の魅力や国際競争力の向上を図るためには、官民のまちづくりに関する様々な主体が連携し、行政のまちづくりの方向性と取組、及び民間のまちづくりの方向性と主体的な取組、アイデアをもとに、一体的に取り組む官民連携によるまちづくりを進めるため、官民の幅広い関係者がエリアの将来像やまちづくりの方向性を議論・共有するための場（プラットフォーム）が求められています。
- エリアプラットフォームとは、以下の要件を満たす協議組織を指します。

	エリアプラットフォームに必要な者	対象者イメージ
<b>構成者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村（特別区を含む）</li> <li>・都市再生推進法人その他の<b>まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする</b>、又は<b>活動に関心を有する</b>特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市再生推進法人、まちづくり会社、都市開発事業者、市街地再開発組合、中心市街地整備機構 等</li> <li>・自治会、商工会議所、商店街振興組合、社会福祉法人、青年会議所、任意のまちづくり団体 等</li> </ul>
<b>参画や支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な投資の誘発等により<b>エリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者</b>（専門人材等）及び<b>団体の参画や支援</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門人材（大学の有識者等）</li> <li>・中間支援組織（多様な分野の専門人材で構成される行政と民間事業者をつなぐ専門性を有する組織等）に属する者 等</li> </ul>

必要に応じてエリアプラットフォームに加えることができる者	対象者イメージ
国、関係都道府県、公安委員会、公共交通事業者等、都市開発事業を施行する民間事業者、独立行政法人、民間都市機構、金融機関、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、公共施設の整備若しくは管理を行う者 等	国土交通省、バス事業者、鉄道事業者、UR、地元信用金庫、銀行、公共施設の指定管理者 等

## 9-2. まちなかウォーカブル推進事業

- 都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲の区域にて、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業です。

### ■ 事業主体等

- 交付金：市町村、市町村都市再生協議会
- 補助金：都道府県、民間事業者等 ※国費率はいずれも1/2

### ■ 施行地区

- ①都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、
- ②まちなかウォーカブル区域（周辺環境整備に係る事業を含む）

### ■ 対象事業

【基幹事業】 道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業※ 等  
※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル活用、子ども・子育て支援等の国が定める「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（提案に基づくソフト事業・ハード事業）



#### ● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支える周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

#### ● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

#### ● 多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に活用できるコミュニティハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報発信システムの整備

#### ● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

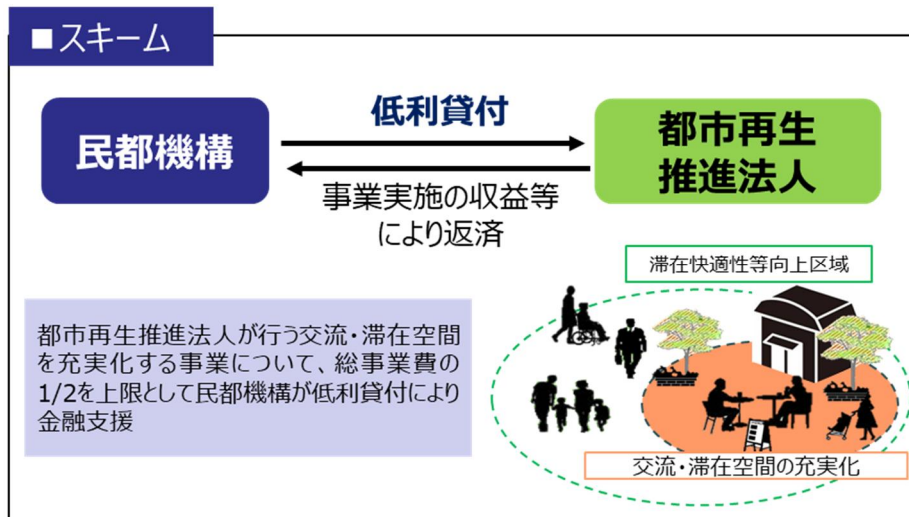
- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

※なお、駐車場やモニュメント等の整備のように、一体型ウォーカブル事業（P.80）の対象外の施設であっても、まちなかウォーカブル推進事業で整備可能な施設もあります。



## 9-3. まちなか公共空間等活用支援事業

- 都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する既存建物のリノベーション等の事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が低利貸付により支援します。



### ■ 主な要件

- 支援対象：都市再生推進法人
- 支援対象事業：ベンチの設置、植栽等（カフェ等も併せて整備）により、交流・滞在空間を充実化する既存建物のリノベーション等の事業
- 支援限度額：総事業費の 1/2
- 貸付期間：最長 20 年
- 事業要件：
  - 都市再生整備計画の区域内に定められるまちなかウォークアブル区域内で行われる事業であること
  - 都市開発事業（建築物及び敷地の整備に関する事業で公共施設の整備を伴うもの）に該当すること

### 支援活動イメージ



賑わいあふれる交流・滞在空間形成のため、カフェ等の整備と併せて、広場におけるベンチの設置や植栽等を行う事業などを支援